

監事監査報告書

2026年6月16日

学校法人帝京平成大学

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人帝京平成大学

監事 菊池 恵美子

監事 上野 誠一

私たちは、私立学校法第 52 条及び学校法人帝京平成大学寄附行為第 28 条の規定に基づき、学校法人帝京平成大学の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人帝京平成大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち貸借対照表、収支計算書及び附属明細書、及び事業報告書及び附属明細書、並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産及び理事の業務執行の状況に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。